附　則 （監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例） **第七条**　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号及び前項に掲げる事務のほか、	附　則 （監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例） **第七条**　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第十項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第十項各号及び前項に掲げる事務のほか、

府令・省令

○内閣府令・総務省令第十一号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十八条の九第一項及び第二項、第三十八条の十並びに第三十八条の十一第二項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十二条第一項、第十三条第二項及び第十三条の二第二号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置） **第三条**　個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。 一　機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十条第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であって内閣総理大臣及び総務大臣（第二十一条の二、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五第二項において「主務大臣」という。）が定めるものの送信を受けること並びに次号ハに掲げる措置をとること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。）第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者（次号ハにおいて「署名検証者等」という。）が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。 ［二　略］	（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置） **第三条**　［同上］ 一　機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十条第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であって総務大臣が定めるものの送信を受けること並びに次号ハに掲げる措置をとること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。）第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者（次号ハにおいて「署名検証者等」という。）が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。 ［二　同上］

令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。	令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和三年九月一日から施行する。